

2024 年度船員災害防止実施計画

はじめに

本計画は、船員災害の防止に寄与することを目的とし、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）第 7 条に基づき、第 12 次船員災害防止基本計画（以下「第 12 次基本計画」という。（2023 年度～2027 年度））の実施を図るため、2024 年度における

- ・船員災害の減少目標
- ・船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- ・船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- ・その他船員災害の防止に関し重要な事項

を定めるものである。

1. 船員災害の減少目標

（第 11 次基本計画の最終実績等）

第 11 次船員災害防止基本計画（以下「第 11 次基本計画」という。2018 年度～2022 年度）における最終実績は、死傷災害（全体・漁船）を除き、減少目標を達成した。当該最終実績を踏まえ、第 12 次基本計画の年度平均目標をそれぞれ設定する¹。＜図表 1 参照＞

＜図表 1＞ 第 11 次基本計画における船員災害発生実績

		第10次	第11次									第12次	
		実績	目標		実績(年度)					最終実績		目標	
		年度平均	減少目標	年度平均	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	年度平均	前期増減(率)	減少目標	年度平均
死傷災害	一般船舶等	0.72%	14%減	0.62%	0.63%	0.62%	0.63%	0.59%	0.57%	0.61%	15%減	13%減	0.53%
		292人			266人	265人	271人	253人	245人	260人			
		40,653人			42,247人	42,714人	42,763人	43,193人	43,051人	42,794人			
	漁船	1.33%	11%減	1.18%	1.34%	1.23%	1.21%	1.31%	1.10%	1.24%	7%減	6%減	1.17%
		333人			316人	286人	271人	279人	231人	277人			
		24,906人			23,622人	23,315人	22,487人	21,379人	21,065人	22,374人			
	全体	0.96%	16%減	0.81%	0.88%	0.83%	0.83%	0.82%	0.74%	0.82%	15%減	11%減	0.73%
		625人			582人	551人	542人	532人	476人	537人			
		65,559人			65,869人	66,029人	65,250人	64,572人	64,116人	65,167人			
	死亡等人数	30.2人	20%減	24.2人	21人	23人	17人	18人	17人	19.2人	36%減	20%減	15人
疾病	一般船舶等	0.88%	14%減	0.76%	0.83%	0.85%	0.74%	0.68%	0.63%	0.75%	15%減	8%減	0.69%
		359人			352人	365人	315人	292人	271人	319人			
		40,653人			42,247人	42,714人	42,763人	43,193人	43,051人	42,794人			
	漁船	0.87%	11%減	0.77%	0.82%	0.78%	0.74%	0.67%	0.63%	0.73%	16%減	10%減	0.66%
		216人			194人	181人	166人	144人	133人	164人			
		24,906人			23,622人	23,315人	22,487人	21,379人	21,065人	22,374人			
	全体	0.87%	13%減	0.76%	0.83%	0.83%	0.74%	0.68%	0.63%	0.74%	15%減	9%減	0.67%
		574人			546人	546人	481人	436人	403人	482人			
		65,559人			65,869人	66,029人	65,250人	64,572人	64,116人	65,167人			
	メンタルヘルス系疾病人数	—	—	—	15人	22人	11人	34人	29人	22.2人	—	10%減	20人

（注）「一般船舶等」：貨物船、油送船、LPG船、コンテナ船、旅客船、その他の船舶
「メンタルヘルス系疾病人数」：精神行動障害のうち、統合失調症、気分障害、神経症、その他の精神行動障害
「死亡等人数」：死亡・行方不明
「疾病」：新型コロナウイルス感染症（2021 年度：279 人、2022 年度：1159 人）を除く。

¹ 第 12 次基本計画の年度平均目標 = 第 11 次基本計画の最終実績 × （1－第 12 次基本計画の減少目標）

(2024 年度における減少目標)

2022 年度（単年度）の発生実績をみると、いずれも第 11 次基本計画の減少目標を達成している<図表 1 参照>。2024 年度における減少目標については、第 12 次基本計画の目標達成を目指し、令和 5 年度実施計画に引き続き、第 12 次基本計画の目標と同一の減少率²を目標値とする。<参考資料①～⑤参照>

(1) 死傷災害の発生率³

	第 12 次基本計画・2024 年度の目標	数値化した目標	2022 年度実績
一般船舶等	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して第 12 次基本計画期間の年度平均値を 13%減	第 11 次 第 12 次 0.61% → 0.53%	0.57%
漁船	同 6%減	1.24% → 1.17%	1.10%
全体	同 11%減	0.82% → 0.73%	0.74%

(2) 死傷災害による死亡・行方不明の発生人数

	第 12 次基本計画・2024 年度の目標	数値化した目標	2022 年度実績
全体	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して第 12 次基本計画期間の年度平均値を 2 割減	第 11 次 第 12 次 19.2 人 → 15 人	17 人

(3) 疾病の発生率

	第 12 次基本計画・2024 年度の目標	数値化した目標	2022 年度実績
一般船舶等	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して第 12 次基本計画期間の年度平均値を 8%減	第 11 次 第 12 次 0.75% → 0.69%	0.63%
漁船	同 10%減	0.73% → 0.66%	0.63%
全体	同 9%減	0.74% → 0.67%	0.63%

(4) メンタルヘルス系の疾病（精神行動障害）の発生人数

	第 12 次基本計画・2024 年度の目標	数値化した目標	2022 年度実績
全体	第 11 次基本計画期間の年度平均値と比較して第 12 次基本計画期間の年度平均値を 1 割減	第 11 次 第 12 次 22.2 人 → 20 人	29 人

² 「減少率」とは、第 11 次基本計画期間中の発生率又は発生人数（2018 年度から 2022 年度までの 5 ヶ年の実績値）の年度平均からの減少率をいう。

³ 「発生率」とは、各年度の船員法適用船員数（乗組員数）に占める船員の死傷災害又は疾病（船員が死亡、行方不明又は 3 日以上休業したものに限る。）の発生人数の割合を百分率で示したものをいう。

2. 船員災害の防止に関し重点をおくべき災害の種類

(1) 死傷災害

2022 年度における発生状況は、全体で 476 人と前年度（532 人）から減少しており、種類別では、転倒が 22%（107 人）、はさまれが 19%（92 人）、動作の反動・無理な動作が 9%（44 人）、転落・墜落が 9%（42 人）となっており、これらで全体の約 60%を占めている。＜図表 2 参照＞

また、死亡及び行方不明者は全体で 17 人と前年度（18 人）から減少しており、海中転落が 10 人（約 60%）と半数以上を占めている。＜図表 3 参照＞

転倒、はさまれ、動作の反動・無理な動作及び転落・墜落による死傷災害並びに海中転落による死亡及び行方不明の発生状況は、依然として高い割合を占めていることから、2024 年度に重点を置くべき死傷災害の種類を以下のとおりとする。

- ① 転倒
- ② はさまれ
- ③ 動作の反動・無理な動作
- ④ 転落・墜落
- ⑤ 海中転落

＜図表 2＞死傷災害の種類別発生状況

	一般船舶	漁 船	その他	合 計	計 割合
転倒	45人	52人	10人	107人	22%
はさまれ	37人	41人	14人	92人	19%
動作の反動・無理な動作	19人	18人	7人	44人	9%
転落・墜落	18人	20人	4人	42人	9%
まき込まれ	5人	28人	3人	36人	8%
飛来・落下	7人	19人	5人	31人	6%
激突	9人	7人	1人	17人	4%
激突され	6人	6人	2人	14人	3%
切れこすれ	5人	6人	3人	14人	3%
海中転落	4人	6人	3人	13人	3%
その他	30人	28人	8人	66人	14%
合計	185人	231人	60人	476人	100%

＜図表 3＞死亡・行方不明となった死傷災害の種類

	一般船舶	漁 船	その他	合 計	計 割合
海中転落	3人	5人	2人	10人	59%
まき込まれ		2人		2人	12%
転落・墜落		1人		1人	6%
海難			1人	1人	6%
その他		3人		3人	17%
合計	3人	11人	3人	17人	100%

(2) 疾病

2022 年度における発生状況⁴は、全体で 403 人と前年度（426 人）から減少しており、種類別では、生活習慣病に関連する疾病（循環器系が 16%（65 人）、消化器系が 15%（61 人）、新生物が 9%（37 人））が全体の約 40%を占めている。＜図表 4 参照＞

また、疾病による死亡は、全体で 12 人と前年度（8 人）から増加しており、死亡者の多くが脳血管疾患や虚血性心疾患など生活習慣病が原因となる疾患である。＜図表 5 参照＞

生活習慣病に関連する疾病の発生状況及び生活習慣病に関連する疾病による死亡者数は依然として高い割合を占めていることから、2024 年度に重点を置くべき疾病の種類を生活習慣病に関連する疾病とする。

⁴ 新型コロナウイルス感染症（2021 年度：279 人、2022 年度：1159 人）を除く。

<図表 4> 疾病の種類別発生状況

	2022年度	
	人数	割合
筋骨格系	80人	20%
循環器系	65人	16%
消化器系	61人	15%
新生物	37人	9%
呼吸器系	32人	8%
精神行動障害	29人	7%
その他	99人	25%
合計	403人	100%

※赤枠は、生活習慣病関連

<図表 5> 疾病による死亡の内訳

	2022年度	
	人数	割合
脳内出血	2人	16.7%
その他の循環器系	2人	16.7%
その他の消化器系	2人	16.7%
くも膜下出血	1人	8.3%
虚血性心疾患	1人	8.3%
潰瘍	1人	8.3%
心不全	1人	8.3%
その他の肝疾患	1人	8.3%
不明	1人	8.3%
合計	12人	100%

3. 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項

2022 年度の発生状況をみると、第 12 次基本計画策定時の状況と同様の傾向がみられることから、第 12 次基本計画Ⅲの 2 に定める主要な対策を引き続き推進する。

(1) 死傷災害防止対策

① 作業時を中心とした死傷災害防止対策

- ・船舶所有者は、「転倒」、「はさまれ」、「動作の反動・無理な動作」、「転落・墜落」、「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討する。その際、2022 年度の作業別発生状況や起因物別発生状況及び事故事例（別紙）を参考に防止対策を徹底する<参考資料⑥～⑨参照>。
- ・船舶所有者は、就業に係るリスクアセスメントとともに、危険な作業の廃止・変更、安全装置の設置等の工学的対策、作業方法の改善・マニュアルの整備等の管理的対策、保護具の使用によるリスク軽減措置を行うほか、作業前ミーティング等を通じて作業内容等に応じた作業基準、安全基準に基づく手順の確認と、船員一人一人の意識の向上を図る。
- ・船舶所有者は、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対し、安全衛生点検方法や作業手順に関する教育等必要な安全衛生教育を実施し、作業基準等の遵守の徹底に取り組む。
- ・船舶所有者は、長時間労働による疲労やストレスの蓄積がヒューマンエラーによる死傷災害や海難の発生要因となることを理解し、労働時間、労働負荷の軽減を推進するため、労務管理責任者を選任し、適切な労務管理に取り組む。
- ・船舶所有者は、「墜落制止用器具（いわゆるハーネス型）⁵」の使用が義務の作業（高所作業等）であって、ハーネス型を使用して船員に行わせる場合には、特別教育を受けさせることを徹底する。

⁵ 国土交通省「高所作業でのフルハーネス型の墜落制止用器具の使用について」
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000030.html

国及び船員災害防止協会は、墜落制止用器具特別教育教本⁶等を活用し、高所作業等を行う際の転落・墜落事故の未然防止、墜落制止用器具が適切に使用されるよう、引き続き、周知徹底等を図る。

- ・船舶所有者は、**2024** 年 1 月に「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（**SOLAS** 条約）」が改正されたところ、係船索を含む係船設備の点検及び保守について、引き続き確実に実施の上、係船設備に関係する事故の防止を図る。

国は、当該係船設備に係る事故防止のための措置がとられるよう、引き続き、周知徹底を図る。＜参考資料⑩参照＞

② 海中転落・海難による死亡災害防止対策

- ・船舶所有者は、死亡・行方不明の原因の多くが海中転落によるものであること、甲板上で漁ろう作業中の海中転落が発生していることを踏まえ、作業用救命衣等の適切な使用を徹底する。

国及び船員災害防止協会は、小型船舶においては、甲板上では、常に作業用救命衣等の着用が義務付けられていることから、引き続き、船員労働安全衛生月間における訪船指導等を活用し、その周知徹底を図る。

- ・国は、海中転落・海難が発生した場合においても、生き抜くための知識を身に付けるため、操練の実施や船員災害防止協会が実施する生存対策講習会の受講等を積極的に推進する。
- ・国は、**2022** 年 4 月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」及び教材ひな形を活用し、小型旅客船の船舶所有者に対し、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練等が適切に実施されるよう周知等を行う。＜参考資料⑪参照＞

③ 漁船における死傷災害対策

- ・船舶所有者は、特に漁ろう・漁具漁網取扱作業中に多い「転倒」、「はさまれ」、「まき込まれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討する。その際、**2022** 年度の作業別発生状況や事故事例（別紙）を参考に防止対策を徹底する。＜参考資料⑦参照＞

- ・船舶所有者は、死亡・行方不明の原因の多くが海中転落によるものであること、甲板上で漁ろう作業中の海中転落が発生していることを踏まえ、作業用救命衣等の適切な使用を徹底する。（再掲）

国及び船員災害防止協会は、小型船舶においては、甲板上では、常に作業用救命衣等の着用が義務付けられていることから、引き続き、船員労働安全衛生月間における訪船指導等を活用し、その周知徹底を図る。（再掲）

- ・国（水産庁）は、漁業現場における作業安全の確保等を図るため、漁船の安全操業等に関する取組について普及・促進に努める。＜参考資料⑫参照＞

⁶ 船員災害防止協会「墜落制止用器具特別教育教本等の頒布品」 <https://www.sensaibo.or.jp/hanpu.html>

④ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進

- ・国は、船員安全・労働環境取組大賞（トリプルエス大賞）におけるハード面の効果的な対策について、その内容を動画において紹介する等の横展開を行う。また、船員災害防止協会等と連携し、死傷災害防止に効果的なハード面の対策実施の普及促進等を図るための体制の構築を図る。

(2) 疾病防止対策

① 船員の健康確保対策

- ・船舶所有者は、健康検査結果を活用し、船員の健康状態を継続的かつ適切に把握し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。
- ・船舶所有者は、生活習慣病予防・改善のために食生活の改善が重要であることを踏まえ、調理業務従事者に対する教育等（レシピ提供）を実施するほか、調理業務の負担軽減等のため、停泊地における外部供食サービスの利用、食材の購入や船内への搬送の支援に取り組む。＜参考資料⑬参照＞
- ・船舶所有者は、長時間労働が脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることを踏まえ、長時間労働を行い、疲労の蓄積が認められる船員に対し、面接指導の実施等適切な措置を講ずる。
- ・船員は、生活習慣病が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、生活習慣病を予防するため、全国健康保険協会等が受診勧奨を行っている、①がん検診を含む生活習慣病予防健診の定期的・継続的な受診及び②特定保健指導⁷を積極的に利用する。

船舶所有者は、特定保健指導を利用できるよう、被保険者である船員の同意を得たうえで、船員手帳上の健康証明書の写しを全国健康保険協会に提供する。

船員災害防止協会は、船員等を対象に、生活習慣病の予防に関する出張講習会を開催し、啓発活動を行う。

- ・船舶所有者は、受動喫煙を防止するため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年 7 月厚生労働省策定）⁸の組織的対策を参考に、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供を行う。また、全国健康保険協会の提供する「たばこの害」をテーマにした出前健康講座を利用し、船員のリテラシーの向上を図る。

船員は、自身の健康のため、全国健康保険協会の提供する「船員保険卒煙プロジェクト」⁹等を利用し、禁煙に取り組むよう努める。

- ・国は、2023 年 4 月から開始された健康確保の取組に係る実施状況を把握する。また、各地方運輸局等に設置された「船員労働の総合相談窓口」においても、情報提供等、相談内容に応じた必要な支援を行う。＜参考資料⑭参照＞
- ・国は、全国健康保険協会と連携し、同協会の船員の健康づくりに関する取組の利

⁷ 全国健康保険協会「特定保健指導のご案内」
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g4/cat432/r020311_0/

⁸ 厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

⁹ 全国健康保険協会「船員保険卒煙プロジェクトについて」
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/20180719_1/

用促進を図り、船員の健康課題の改善に取り組む。＜参考資料⑮参照＞

- ・国及び船員災害防止協会は、船員等が疾病予防や健康増進についての的確な情報を入手できるよう、船員行政ニュース、ウェブページ等により情報提供を行う。

② 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策

- ・船舶所有者は、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスをはじめとする感染症に関する最新の動向を把握するとともに、厚生労働省のウェブページ¹⁰や外航船員医療事業団「新型インフルエンザと緊急対応ガイドライン」等を活用して感染予防に必要な注意事項に関する教育、手洗い、アルコール消毒等の感染予防対策を徹底する。

国及び船員災害防止協会は、船舶所有者が感染症予防対策を徹底できるよう、日本船舶医療便覧・衛生管理者教本の内容の充実を図る。

- ・船舶所有者は、ノロウイルスについて、食品の十分な加熱処理、調理器具の消毒、うがいや手洗いの励行、罹患者の排泄物及び嘔吐物の適切な処理等の予防対策を徹底する。

③ ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

(ハラスメントの防止)

- ・船舶所有者及び船員は、全事業主にパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止措置が義務化されたことを踏まえ、相談窓口の設置、社内研修の実施等、ハラスメント防止対策を適切に講ずる。

船員災害防止協会は、船員等を対象に、ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保に関する出張講習会を開催し、啓発活動を行う。

国は、各地方運輸局に設置した「船員労働の総合相談窓口」において、ハラスメントに関する相談に適切に対応する。

(メンタルヘルスの確保)

- ・常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は、1 年に 1 回、医師や保健師等によるストレスチェックを実施し、ストレスの高い船員には面接指導等を実施する。当該船舶所有者以外の船舶所有者においても、メンタルヘルス対策等の実施に努める。＜参考資料⑯参照＞

国は、2023 年 4 月から開始されたメンタルヘルス対策に係る実施状況を把握する（再掲）。

④ IT を活用した健康管理等の推進

- ・船舶所有者は、長時間労働が健康リスクを高める要因となることを踏まえ、IT を活用した健康管理・労働時間管理システムを活用し、効率的・効果的に船員の健康管理等を行うよう努める。

¹⁰ 厚生労働省「感染症情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

国は、IT による船員の健康管理の活用事例¹¹や労働時間管理システムの導入メリット¹²の周知等を通じて、IT を活用した健康管理等の推進を図る。

⑤ その他の健康管理上の取組

- ・船舶所有者は、熱中症を予防するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月厚生労働省策定）¹³を参考に、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等を実施する。
船員は、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意し、健康保持増進に取り組むよう努める。
- ・船員災害防止協会は、船員の命を守る観点から、AED（自動体外式除細動器）の整備を推進し、その使用方法及び保守点検についての講習会等を引き続き実施する。
- ・国は、石綿業務に係る船員健康管理手帳所持者に対する健康診断を引き続き実施する。

(3) 死傷災害・疾病防止対策（共通）

① 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

（高年齢船員）

- ・船舶所有者は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」（令和 2 年 3 月厚生労働省策定）¹⁴を参考に、職場環境の改善（船内設備）、高年齢船員の健康や体力の状況の把握（健康検査結果の活用）、高年齢船員の健康や体力の状況に応じた対応（作業方法）、安全衛生教育（自覚を促す）に努める。

高年齢船員は、身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、自らの身体機能や健康状況の客観的把握に努める。

船員災害防止協会は、高年齢船員の健康確保に関する出張講習会を開催し、啓発活動を行う。

（若年船員等）

- ・船舶所有者は、安全衛生に関する技能等を十分に継承させるため、若年船員（～29 歳）に対し、乗船前に船内の設備、危険作業についての作業手順、救命設備・保護具の使用法、生活習慣病対策、衛生管理等の健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を実施する。また、船内においては、気の緩みや慣れによる事故を防止するため、船長や熟練船員が、若年船員に加え、中堅船員（30～39 歳）に対する安全衛生に係る指導を実施する。

¹¹ 全国健康保険協会「船員保険健康アプリ」<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/kennkouapuri/>

¹² 国土交通省「船員向け労働時間管理システム導入円滑化のためのリーフレット」

<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001589861.pdf>

¹³ 職場における熱中症予防基本対策要綱 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

¹⁴ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

② その他の安全衛生対策

- ・船舶所有者は、外国人船員混乗時における言語・習慣の違いによる意思伝達や指示の行き違い等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める。特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの活用、作業基準の見直し、外国語による危険等に関する標示、レクリエーション設備や相談体制の整備等の安全衛生対策を推進する。また、漁船の死傷災害発生率が高いことを踏まえ、「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（漁業）」（令和元年度厚生労働省委託事業）¹⁵も活用する。

4. その他船員災害の防止に関し重要な事項

(1) 安全衛生管理体制の整備とその推進

船員災害の防止のためには、船内における個別・具体的な対応だけでなく、自主的かつ組織的な安全衛生活動の取組が不可欠であるため、以下の取組を推進する。

① 安全衛生管理体制の整備

- ・船舶所有者は、船内安全衛生委員会を活用し、船内の危険要因の特定・安全衛生目標や安全衛生計画の作成・実施、当該計画の実施状況や効果の確認と更なる改善措置の実施等を継続的に行う船内労働安全衛生マネジメントシステムを導入に努める。船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入が難しい船舶所有者は、**WIB(Work Improvement on Board,船内向け自主改善活動)**の導入に努める。＜参考資料⑰参照＞
- ・常時 50 人以上の船員を使用する船舶所有者は、産業医と連携を図りながら、災害防止対策を推進する。
- ・船舶所有者は、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者や荷主の災害防止に対する意識高揚を図る。陸上の労務管理部門においても、ヒヤリハット事例集の活用や KYT（危険予知訓練）・KYK（危険予知活動）などの導入を含めたリスク低減対策を推進する。

② 安全衛生パトロールや派遣船員に対する安全衛生教育の実施

（団体安全衛生委員会等による活動）

- ・団体安全衛生委員会又は協議会等の構成員である船舶所有者（以下「構成員」という。）は、安全衛生担当者等からなる安全衛生パトロール班を設け、構成員の船舶等を巡回して安全衛生診断を実施し、問題点の改善を図る。また、構成員のニーズに応じて、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する講習、健康管理に関する講習等必要な安全衛生教育を実施する。その際には、船員災害防止協会が行う安全衛生講習会

¹⁵ 厚生労働省「外国人労働者の安全衛生対策について」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

等¹⁶を積極的に活用する。

(派遣船員に対する安全衛生教育等の実施)

- ・船舶所有者は、派遣船員に対する安全衛生管理について、お互いの安全衛生管理体制を十分に把握し、適切な役割分担と緊密な連携の下に、安全衛生教育の実施、派遣元責任者・派遣先責任者等による定期的な派遣船舶への巡回、点検及び改善その他派遣船員の適切な安全衛生管理体制を確保するために必要な措置を講ずる。また、船員災害防止協会が実施する講習会への参加や同協会発行の教育資料（頒布図書）等の積極的な活用に努める。特に、派遣元は、外国船舶派遣の場合等派遣先により派遣船員の安全衛生の水準が低下することのないよう、船員派遣契約の締結に当たっては、派遣船員に係る適正な安全衛生管理体制の整備に関する措置を定める等により、派遣船員に係る安全衛生の水準を適正に確保する。

③ 船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進

- ・国は、船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、引き続き船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進を図る。＜参考資料⑱参照＞

④ 表彰制度の実施

- ・国は、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的として、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、他社の模範となる安全で労働環境が充実した取組を表彰する「船員安全・労働環境取組大賞¹⁷」について、引き続き実施する。＜参考資料⑲参照＞

⑤ 船員労働安全衛生月間の実施

- ・国は、船員災害防止協会等との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進するため、「令和6年度船員労働安全衛生月間」を9月に実施する。また、安全衛生に対する意識の高揚のため、月間期間中に重大事故が発生した船舶に対し訪船指導を強化する。＜参考資料⑳参照＞

⑥ 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

- ・船員災害防止協会は、船員の安全確保及び船内衛生向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止するため、全国各地での各種安全衛生講習会の実施、協会独自の優良会員の認定制度の継続実施、ウェブページや機関誌等による情報提供や指導助言等、安全衛生の取組に関する啓発・支援等を行う。また、会員ニーズの把握に努め、会員サービスの質的向上を図り、会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、効率的な協会運営に努める。

¹⁶ 船舶火災消防講習会、安全講習会、衛生講習会、生存対策講習会、訪船・安全衛生技術指導、漁船安全衛生講習会

¹⁷ 船員安全・労働環境取組大賞 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000014.html

(2) 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

船舶所有者は、居住区域内を常に清潔に保つ等快適な居住環境の整備に努める。また、船内の作業設備、機械器具・用具等の整理整頓、換気、温度、照明等作業環境を整備・改善するよう努める。

(3) 危険物を運搬する船舶等

化学物質等安全データシート(SDS)を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱上の留意点に関する情報を船員に周知し、暴露限界値(TLV)が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備える等安全管理を徹底する。

別紙：2022 年度事故事例

転倒

○事例 1

(概要)

出航準備のため、船尾甲板の傾斜部から船首に向かう途中、甲板上が凍結及び積雪していたため転倒し、肋骨を骨折（貨物船、499 トン、休業日数 28 日）

(防止措置)

- ・ 転倒防止に備えた滑り止めマットを敷設
- ・ 滑り止め加工の施された靴を使用

○事例 2

(概要)

甲板上にて揚網作業中、波浪の影響による船体動揺のため、足下に散乱していた魚網に足を取られ転倒し、左膝半月板損傷（漁船、80 トン、休業日数 66 日）

(防止措置)

- ・ 器具・用具の整理整頓の徹底
- ・ 周囲の危険を常時確認

はさまれ

○事例 1

(概要)

岸壁のビットに係船策を取ろうとした際、先取りロープの安全な箇所を持っていなかったこと、船側の係船策の巻き取り操作とのタイミングが合わなかったことで係船策とビットの間に指を挟み、指 3 本を骨折（貨物船、499 トン、休業日数 67 日）

(防止措置)

- ・ 慣れを排除し、指や手をはさまれないよう細心の注意を払う
- ・ 作業時には常に作業員同士で声かけを実施

○事例 2

(概要)

甲板上にて着棧作業中、網取りボートに係船索を渡し、フェアリーダーに S 字掛けしていた際に、コイルダウンしていた係船索の輪に左足をとられて引きずられ、フェアリーダーと係船索外れ防止のガードパイプの間に体が挟まれ、左下腿・右側胸部打撲等（タンカー船、4,500 トン、休業日数 103 日）

(防止措置)

- ・係船索の取扱いに際しては、常に緊張感をもち作業を実施
- ・作業方法を見直す等乗組員全員が常に安全意識を維持するよう安全衛生教育の徹底
- ・綱取りボートとの合図方法、意思疎通の徹底

動作の反動・無理な動作

○事例 1

(概要)

着栈作業中、本船から係船策を取るため岸壁上に飛び降り、左足を骨折（貨物船、200 トン、休業日数 75 日）

(防止措置)

- ・岸壁上には飛び降りず、歩み板などを使用し慎重に移動
- ・歩み板などが使用できない場合は、綱取りの依頼を徹底

○事例 2

(概要)

海上で給油作業中、20 リットル入りペール缶を持ち上げた際に、腰痛を発症（タンカー船、90 トン、休業日数 40 日）

(防止措置)

- ・作業をする際の姿勢や動作を指導
- ・無理に一人で行わず、複数人で作業を実施

転落・墜落

○事例 1

(概要)

着栈作業中、機関室へ降りる際、階段を踏み外し、頭部・腰部打撲、左肋骨骨折（貨物船、3,900 トン、休業日数 60 日）

(防止措置)

- ・階段に滑り止め塗装を施工
- ・階段昇降時は手すりを確実に持ち、昇降の基本である三点支持を励行

○事例 2

(概要)

船内甲板作業中、甲板左舷のハッチより梯子を降りる際、足を滑らせ下甲板に落下し、右踝及び腰椎強打（RORO 船、11,000 トン、休業日数 105 日）

(防止措置)

- ・ 足場が滑りやすくなっていないか、安全な状態か等の確認を徹底するよう注意喚起
- ・ 梯子に滑り止め塗装や滑り止めテープの施工

海中転落

○事例 1

(概要)

悪天候の中、船尾甲板にて投網作業中（救命胴衣着用）、足を滑らせ海中へ転落（漁船、499 トン、行方不明）

(防止措置)

- ・ 荒天時には、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業は行わないよう注意喚起
- ・ 荒天時の甲板作業は看視員を配置し、波浪の打ち込み、船体の大きな動揺等、作業に危険を及ぼす状態について警告
- ・ 墜落制止用器具の着用

○事例 2

(概要)

係留作業中、係船索を船体のビットに結ぼうとした際、船体が防舷材に接触し、船体が動揺したため体勢を崩し、背面から海中に転落（作業船、10 トン、休業日数 4 日）

(防止措置)

- ・ 船舶の動揺に備え、待機中は重心を低くし、墜落制止用器具の着用
- ・ 海中転落事故を想定し、十分に注意して行動するよう注意喚起

参考資料

①死傷災害・疾病発生状況（2022年度）

区分	業種別	合計	一般船舶			漁船	その他
			計	外航	内航		
合計	発生人数(人)	2038 (879)	1024 (386)	168 (27)	856 (359)	599 (364)	415 (129)
	発生率(%)	3.18 (1.37)	3.58 (1.35)	2.32 (0.37)	4 (1.68)	2.84 (1.73)	2.85 (0.89)
	死亡者・ 行方不明者数(人)	29	9	0	9	14	6
死傷災害	発生人数(人)	476	185	12	173	231	60
	発生率(%)	0.74	0.65	0.17	0.81	1.1	0.41
	死亡者・ 行方不明者数(人)	17	3	0	3	11	3
疾病	発生人数(人)	1562 (403)	839 (201)	156 (15)	683 (186)	368 (133)	355 (69)
	発生率(%)	2.24 (0.63)	2.93 (0.70)	2.15 (0.21)	3.21 (0.87)	1.75 (0.63)	2.44 (0.47)
	死亡者数(人)	12	6	0	6	3	3

(注)「その他」：官庁船、曳船、はしけ、起重機船、ガット船その他の船舶を指す。

() 内は新型コロナウイルス感染症を除いたもの

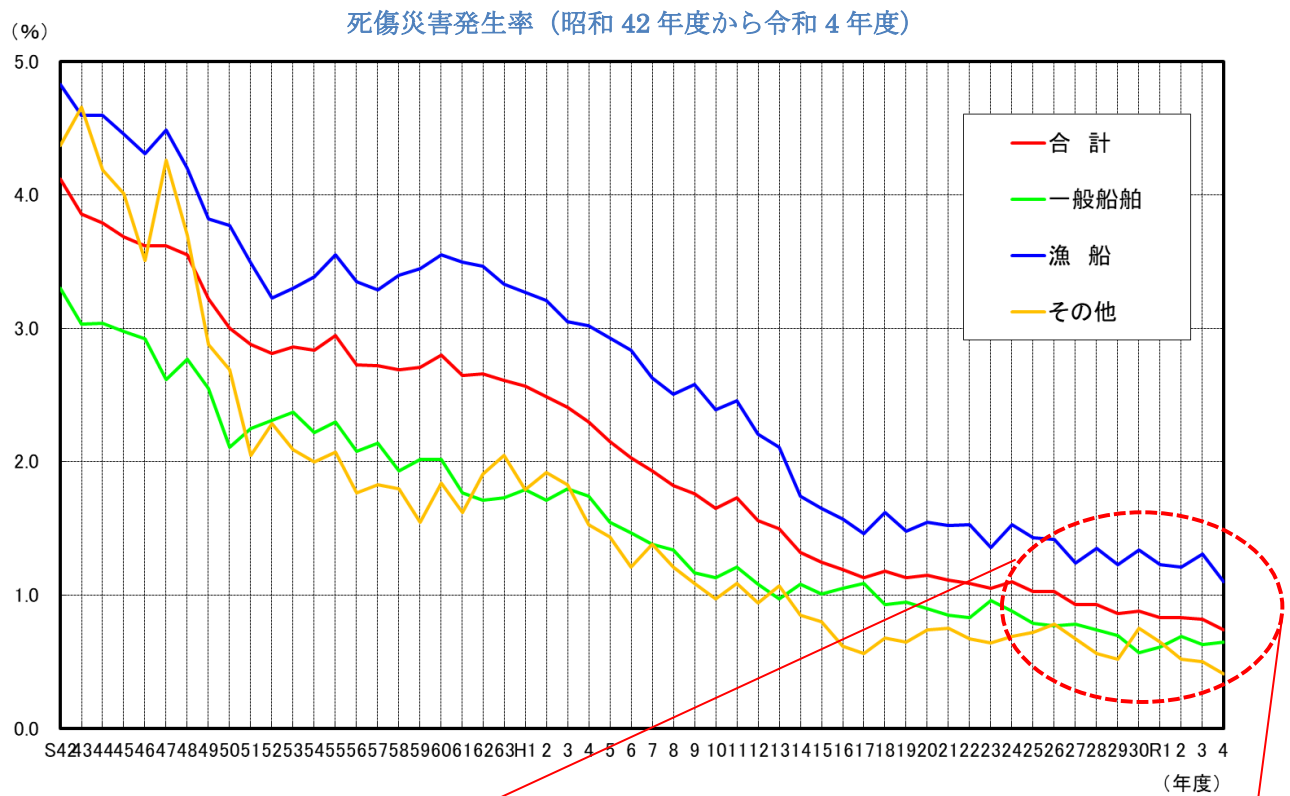
外航・内航の発生率は、一般船舶の合計乗組員数に対する発生率である。

②船員と陸上労働者の災害発生率の比較

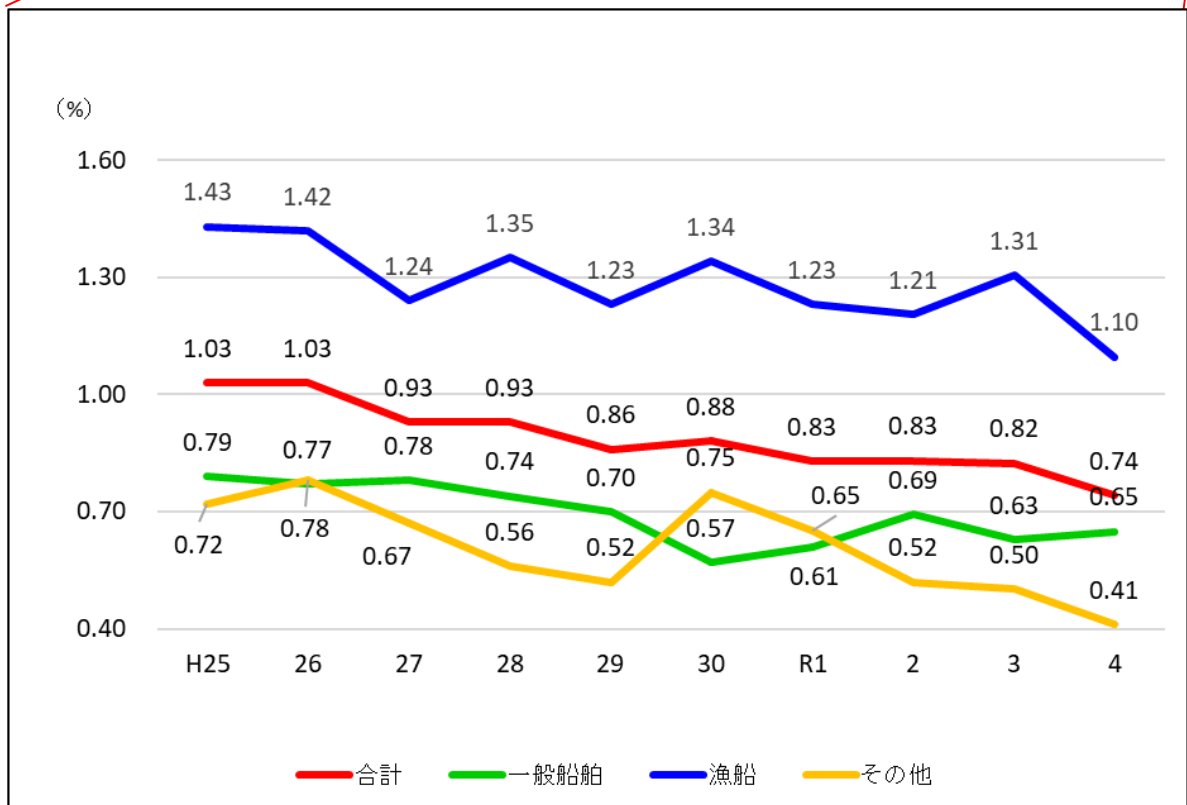
業種別		年度別 死傷別	2021年度		2022年度	
			職務上休業 4日以上	職務上死亡	職務上休業 4日以上	職務上死亡
船員	全船種		0.81	0.028	0.73	0.027
	一般船舶		0.62	0.009	0.64	0.011
	漁船		1.29	0.065	1.08	0.052
	その他		0.47	0.014	0.40	0.021
陸上労働者	全産業		0.23	0.001	0.23	0.001
	鉱業		1.08	0.055	0.99	0.020
	建設業		0.46	0.008	0.45	0.009
	運輸業		0.67	0.004	0.69	0.020
	陸上貨物運輸事業		0.91	0.005	0.91	0.003
	林業		2.47	0.060	2.35	0.056

(注) 陸上労働者の死傷災害発生率(暦年)は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値から算出
陸上労働者と比較するため、休業4日以上の死傷災害発生率を採用

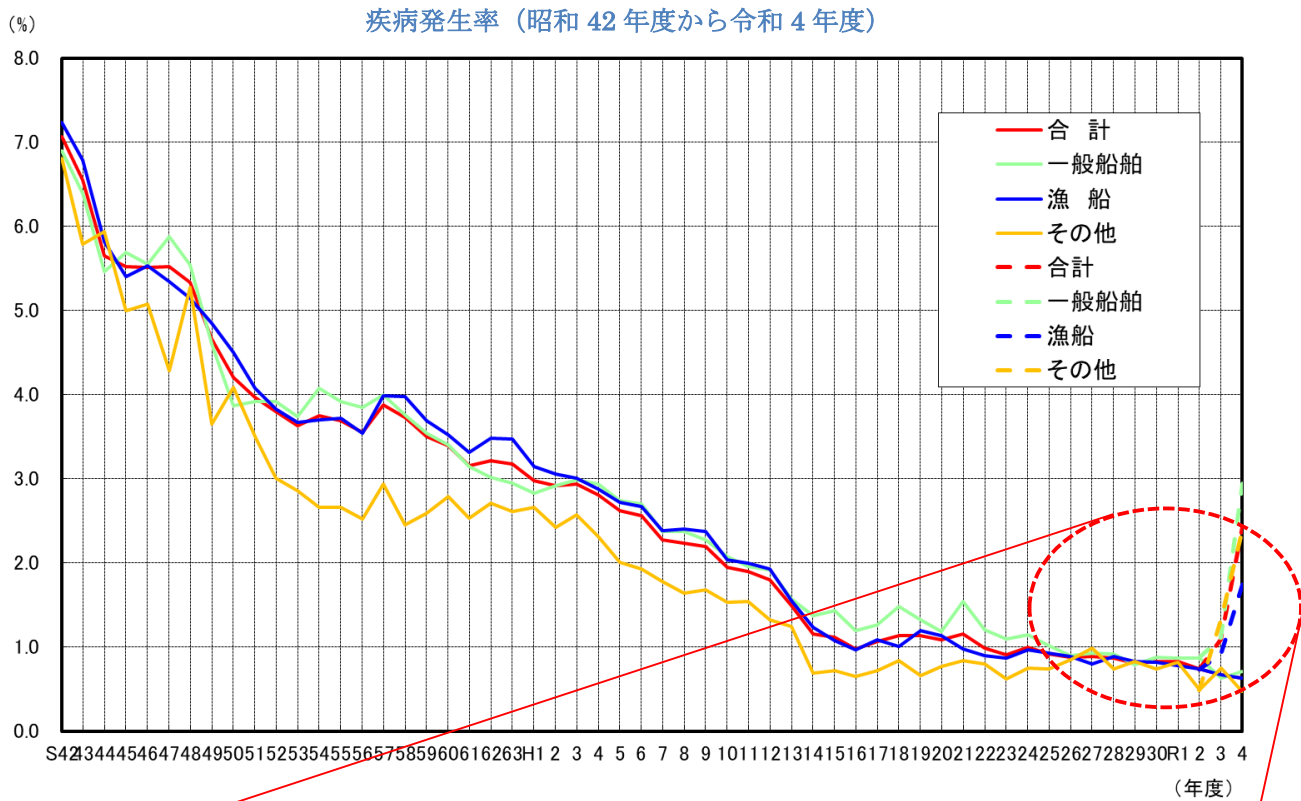
③船員の死傷災害発生率の推移



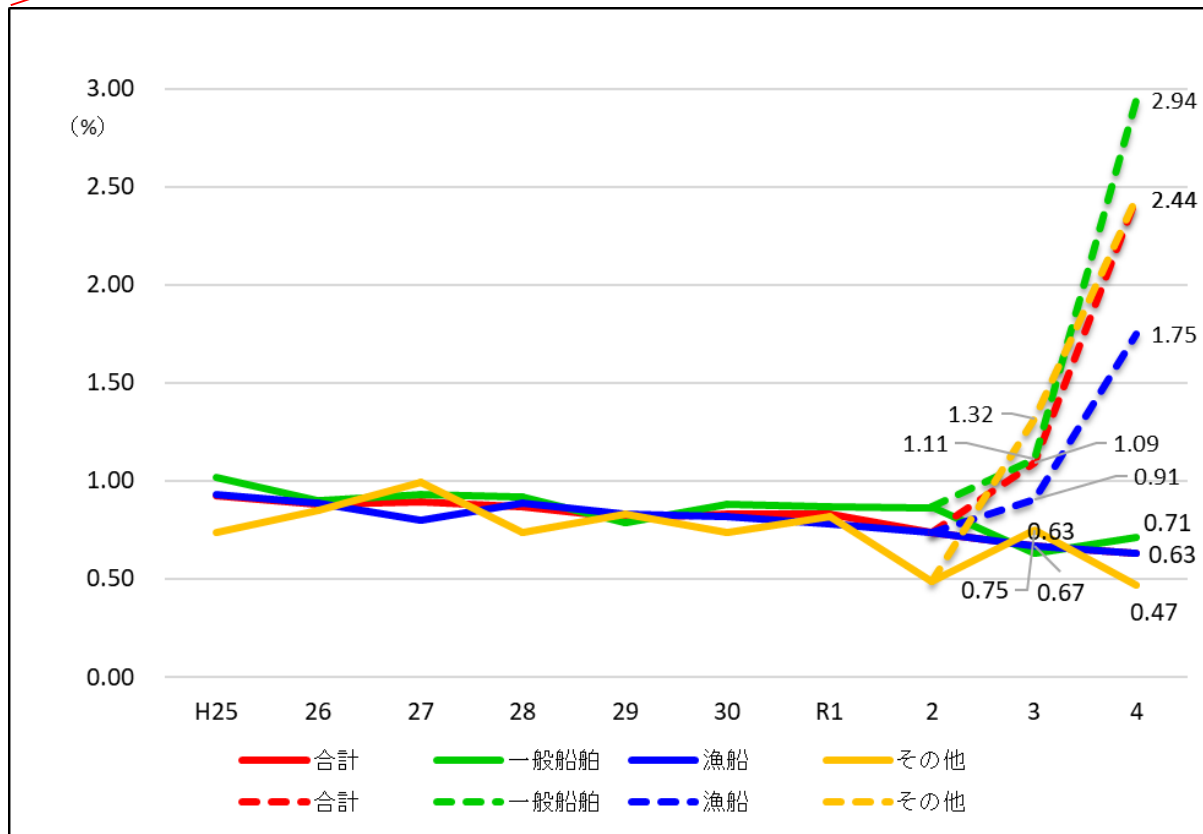
直近 10 年間の死傷災害発生率（平成 25 年度から令和 4 年度）



④船員の疾病発生率の推移

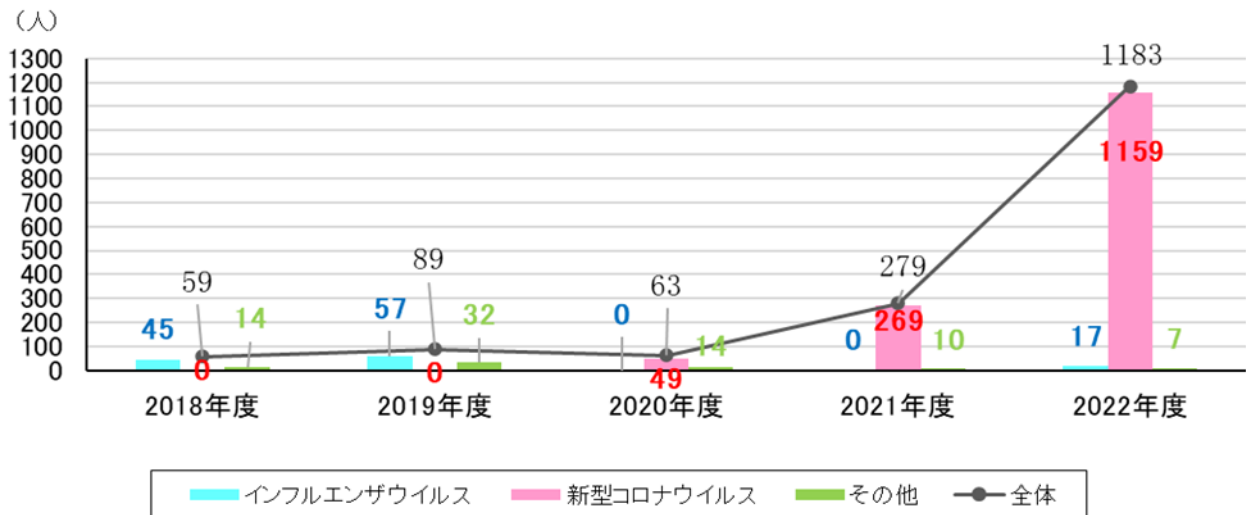


直近 10 年間の疾病発生率（平成 25 年度から令和 4 年度）

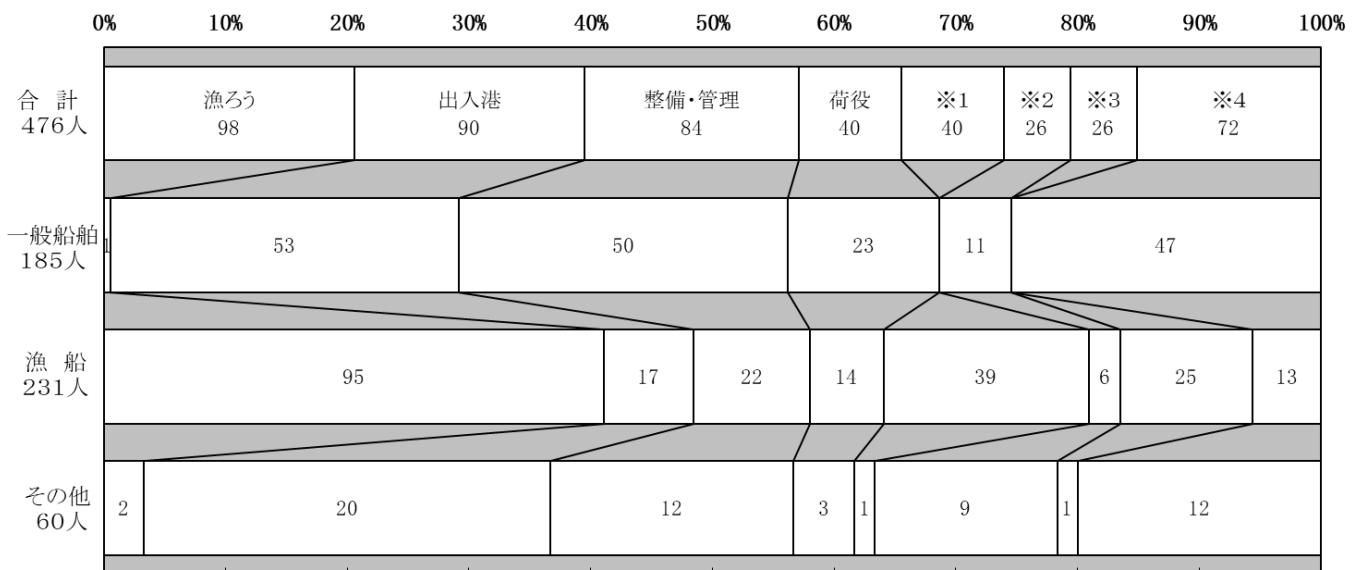


注) 点線は新型コロナウイルス感染症を含む推移

⑤新型コロナウイルス感染症等の発生状況



⑥作業別死傷災害発生状況（2022年度）

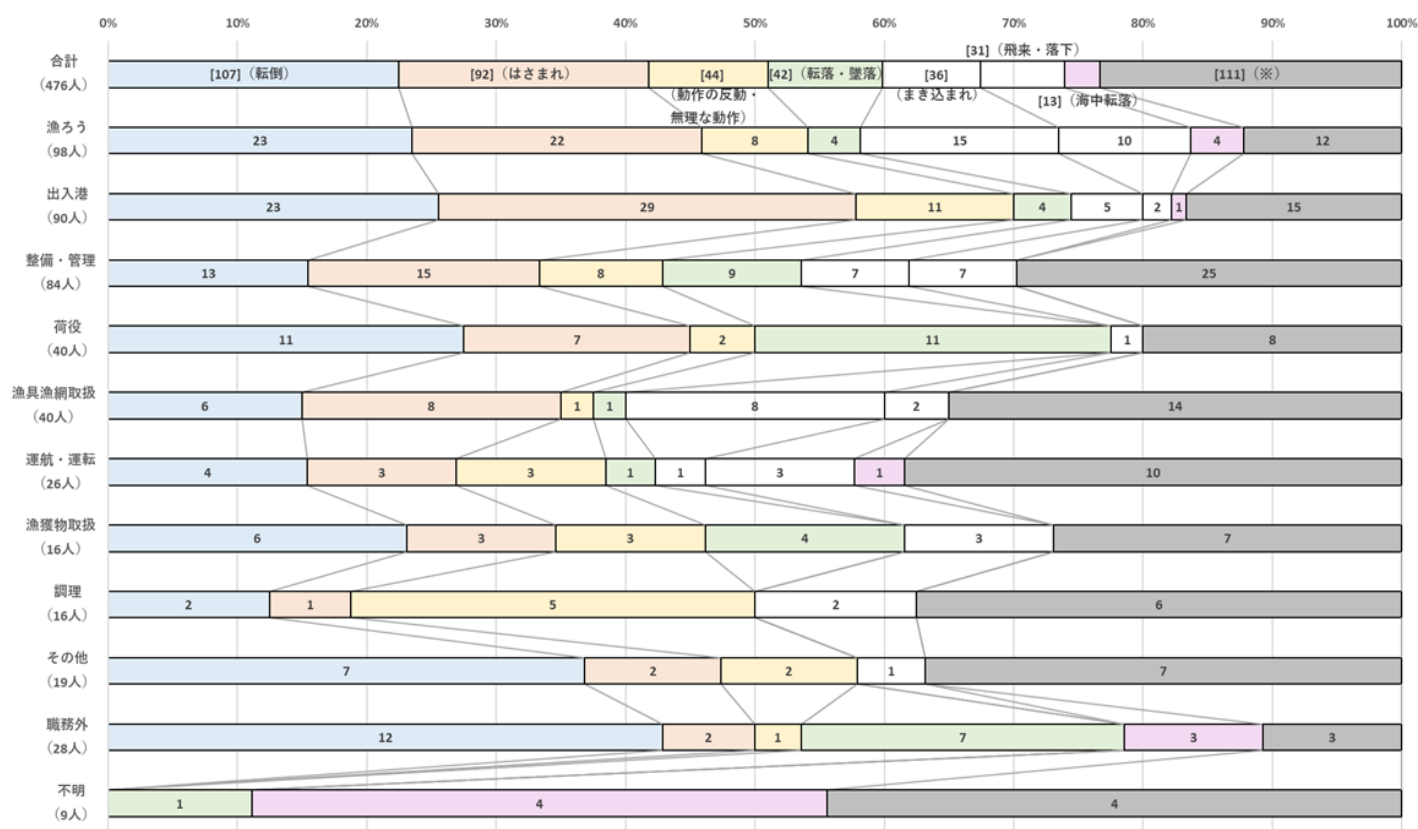


(注) 作業別の「※4」の内訳

	その他	職務外	調 理	不 明	合 計
合 計	19	28	16	9	72
一 般 船 舶	13	21	8	5	47
漁 船	4	3	3	3	13
そ の 他	2	4	5	1	12

※1 漁具魚網取扱
 ※2 運航・運転
 ※3 漁獲物取扱

⑦「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」「海中転落」の作業別（2022 年度）

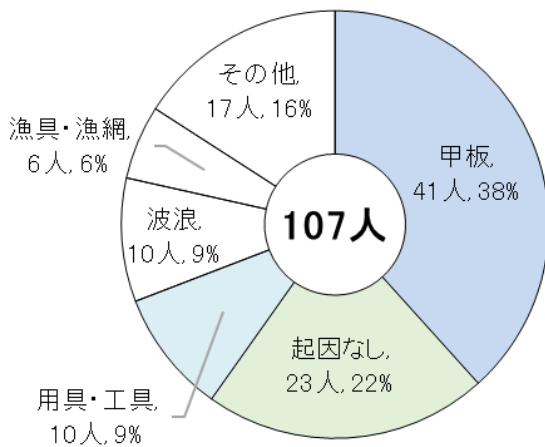


態様別の「※」の内訳

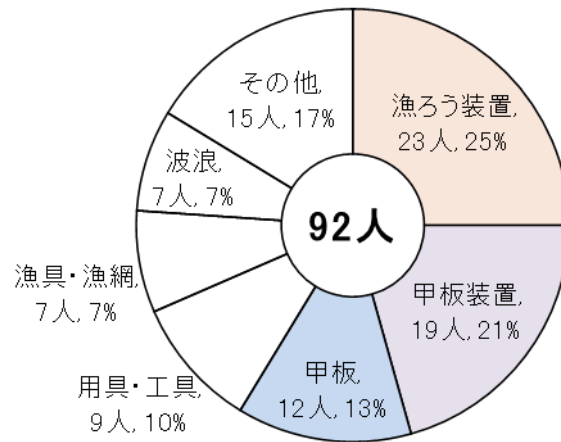
	激突	突	崩壊・倒壊	激突され	切れこすれ	踏みぬき	爆	発火	災	海	難	酸	欠中	毒	高温低温の物との接触	感電	その他	不明	合計
合計	17	0	14	14	9	0	0	0	3	0	0	0	0	0	8	0	44	2	111
漁ろう	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	12
出入港	1	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	15
整備・管理	3	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	9	0	25
荷役	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8
漁具漁網取扱	2	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	14
運航・運転	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	10
漁獲物取扱	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	7
調理	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	6
その他	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	7
職務外	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4

⑧「転倒」「はさまれ」「動作の反動・無理な動作」「転落・墜落」の起因物別（2022年度）

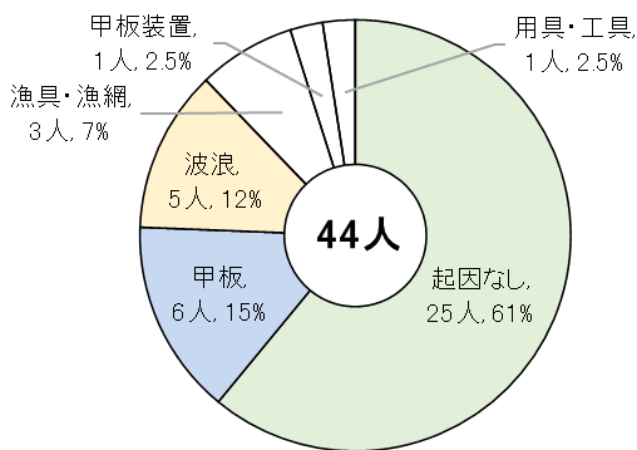
起因物別（全船種「転倒」）



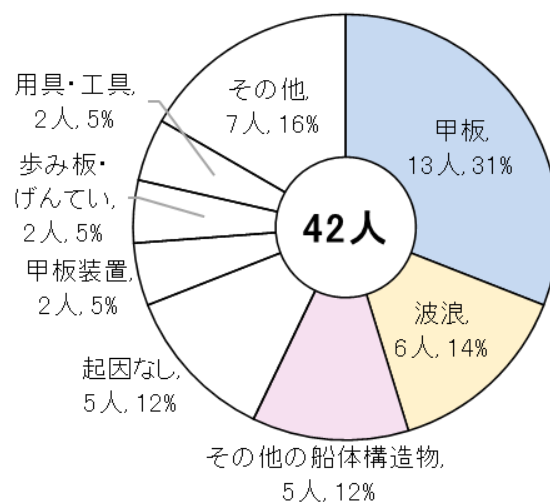
起因物別（全船種「はさまれ」）



起因物別（全船種「動作の反動・無理な動作」）

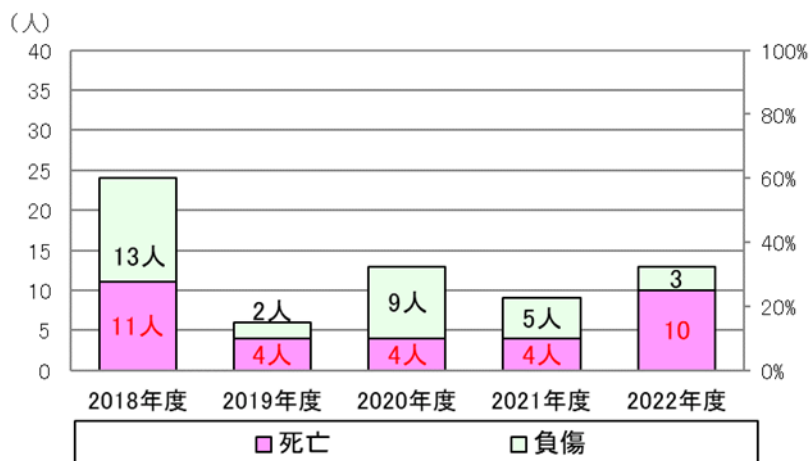


起因物別（全船種「転落・墜落」）

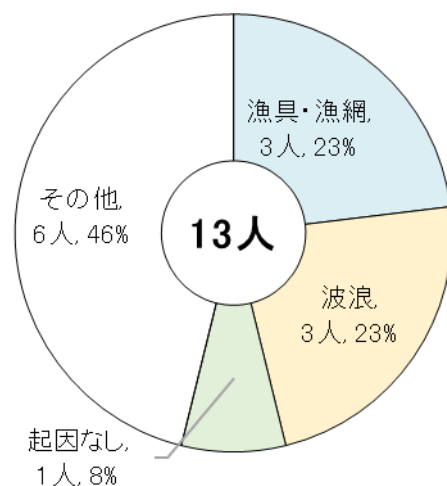


⑨海中転落の発生状況

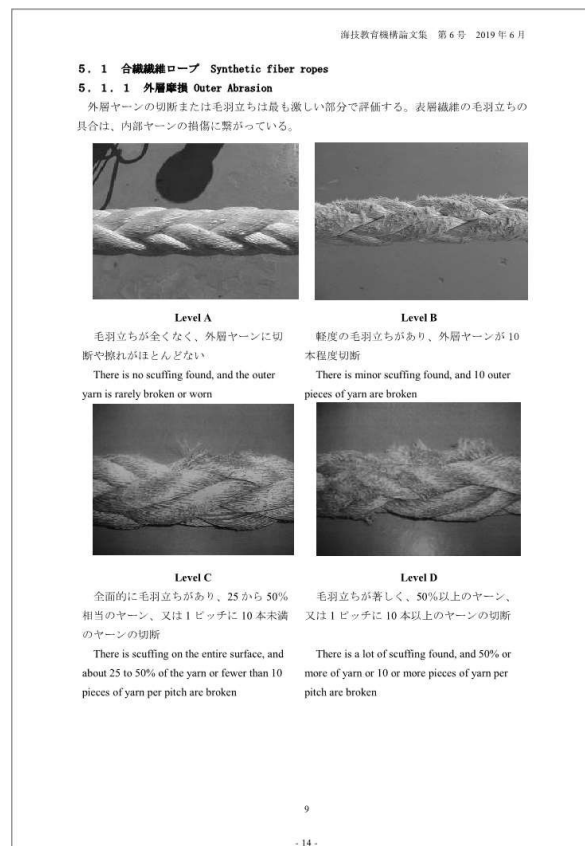
海中転落の発生状況推移



起因物別（全船種「海中転落」）
（2022年度）



⑩係船索を含む係船設備の点検及び保守の一例



＜参考＞ 安全な係船作業に関する手引き(海技教育機構論文集 第6号 2019年6月)
https://www.istage.jst.go.jp/article/jmetsjournal/6/0/6_1/pdf-char/ja

⑪小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン及び教材ひな形



＜参考＞ 特定教育訓練について
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000041.html

⑫水産庁における漁船の安全操業に関する取組

○ 漁船の安全操業に関するウェブページ等の設置

農林水産省全体で取り組んでいる「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策」において、作業安全に関する情報を発信。

また、水産庁において取り組んでいるライフジャケットの着用徹底、AIS（船舶自動識別装置）の普及促進、安全推進員等の養成及び全国漁船安全操業推進月間等の取組について、水産庁の HP に特設のウェブページ「漁船の安全操業に関する情報」を設置し、情報を発信。

（農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/index.html

（漁船の安全操業に関する情報）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



○ 作業安全のための事故体感「VR映像」の作成

事故を自分にも起こり得ることとして体感できる、事故再現 VR（バーチャルリアリティー）映像を作成し、農林水産省の HP において提供。同映像においては、併せて、事故の防止対策も、わかりやすく紹介。

< 参考 > https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/shizai.html



←AppStore



←Google Play

漁業は、1アプリで2種類の映像がご覧になります。

⑬生活習慣病の予防対策

<参考>

久宗周二・神戸マリナーズ厚生会編「船員版 仕事別なりやすい病気と改善策」

<https://www.wib-or.com/semen-health-1/>

国土交通省「司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン」

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000031.html

神戸マリナーズ厚生会編「船内での供食のためのレシピ集」

<https://www.wib-or.com/recipe/>



和英対訳
船内の食事管理
(船員災害防止協会)

⑭船員の健康確保を図るための新たな4つの制度

① 船員向け産業医制度

- 船内巡視による作業環境・衛生状態の把握（→健康障害の防止措置）
- 健康検査結果に基づく指導
- 長時間労働者への面接指導
- 高ストレス者への面接指導

等



② 健康検査結果に基づく健康管理

- 健康検査に係る診断結果の提出
- 診断結果等の保存
- 健康検査結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



③ 過重労働対策

- 長時間労働の船員に対する医師による面接指導
- 面接指導の結果の記録
- 面接指導結果の医師からの意見聴取
- 事後措置（※）

等



④ メンタルヘルス対策

- ストレスチェック検査の実施
- 検査結果の記録
- 検査結果の分析等
- 高ストレス者への面接指導
- 事後措置（※）

等



※ 就業場所の変更、乗船期間の短縮 等



✓ 上記①、③、④は、「常時50人以上の船員を使用する船舶所有者」に対し義務付け（上記船舶所有者以外は努力義務）

✓ 上記②、④は、船員のうち、「常時使用する船員」が当該措置の対象

<参考> 国土交通省「船員の健康確保について」

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html

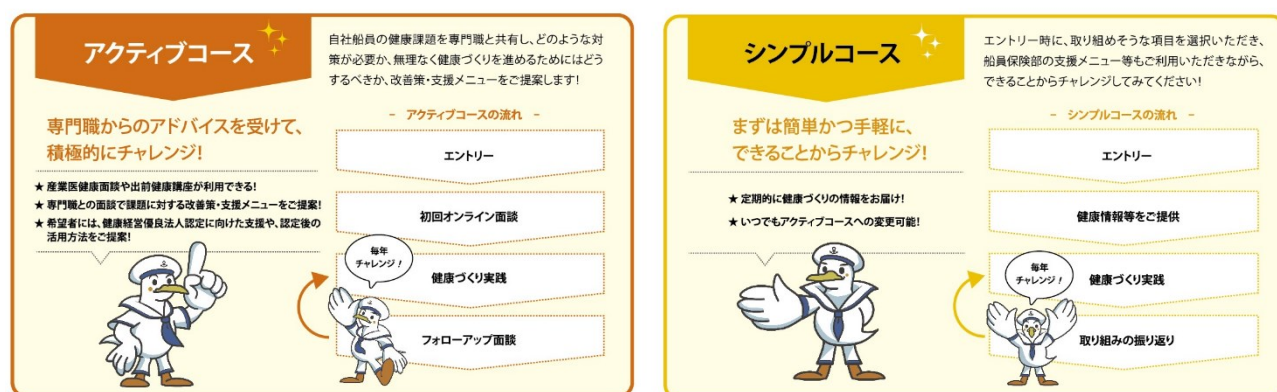
⑮全国健康保険協会における船員の健康づくりに関する主な取組

○ 船員の健康づくり宣言

自社船員の健康づくりに関する取組を実施する船舶所有者に対し、全国健康保険協会や健康づくりの専門職によるサポートを実施。

＜参考＞ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo/g5/collabo/>

選べる2つのコースと、「船員の健康づくり宣言」の流れ



健康づくりの取り組み例をご紹介します！

健診受診 まずは身体の状態を知ることから！ 健康診断の受診を推進しましょう。 取組例 ✓ 生活習慣病予防健診（無料）を推奨する。 ✓ 船員手帳の健康証明写真を船員保険部へ提出する。	保健指導 特定保健指導の案内が届いたら、まずは船員の方へご案内を！ 取組例 ✓ 特定保健指導対象者へ利用を促す。 ✓ 勤務中にICTを利用した特定保健指導を受ける機会を設ける。	禁煙推進 喫煙者だけでなく周囲への影響も… 禁煙対策をおこないましょう。 取組例 ✓ 喫煙室を設けるなど、分煙対策をとる。 ✓ 禁煙外来の補助を行う。	食事改善 乗船中も栄養バランスを考えて！ ヘルシーに置換えてスモールチェンジ！ 取組例 ✓ 調理担当者に健康レシピを配布する。 ✓ 甘い飲み物を選び、お茶や水等を選択する。
メンタルヘルス ストレスをため込まないために！ 上手に発散しましょう！ 取組例 ✓ 外部講師を招いたメンタルヘルスクラスを受講する。 ✓ 電話健康相談で悩みを相談できることを周知する。	健康教育 まずは船員に健康意識を！ 健康づくりの重要性を学びましょう！ 取組例 ✓ 船員保険部が提供する産業医健康相談を利用する。 ✓ 船員保険部が提供する出前健康講座を利用する。	睡眠改善 良質な睡眠でしっかり休養！ 質の良い睡眠は健康づくりの基本！ 取組例 ✓ 睡眠や疲労回復に関する情報を船内に掲示する。 ✓ 快眠グッズを船内に配置する。	運動習慣 乗船中でもこまめな運動を！ 簡単な体操でもOKです！ 取組例 ✓ 勤務中にラジオ体操やストレッチを行うよう推奨する。 ✓ カンタン3分体操（船員保険部ホームページ参照）を実施する。

無料

船員保険部が提供する支援メニューをご紹介します！



⑩メンタルヘルスの確保

<参考>

一般財団法人海技振興センター「船員のメンタルヘルス確保のための手引き」

<https://mhrij.org/Default.aspx?tabid=276>

一般財団法人運輸振興協会「こころの健康自己チェック」

<http://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc/>

久宗周二・小木和孝・神戸マリナーズ厚生会 編「こころの健康づくり」

<https://www.wib-or.com/船員のストレス対策/>

⑪船内向け自主改善活動（WIB）

○船内向け自主改善活動（WIB）

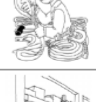
- ✓ WIB(Work Improvement on Board)とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所・問題点等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの。
- ✓ 2015 年度からこれまでに WIB に関する講習を全国各地で計 44 回開催し、2,087 人が参加した。
(2023 年 12 月現在)

<参考>

「船内向け自主改善活動(WIB)マニュアル(マンガ版)」

<http://www.mlit.go.jp/common/001034123.pdf>

WIB 用チェックリスト

実施日	年	月	日	実施者	
項目					イラスト
整理・整頓					
1. 工具、道具などのために、使いやすくなりやすい棚、場所を設けます。 (メモ欄)	今のまま で良い ☐	改善が 必要 ☐	優先 します ☐		
2. 人や資材が動けるように、通路を確保し、はっきりとした表示をつけます。 (メモ欄)	今のまま で良い ☐	改善が 必要 ☐	優先 します ☐		
3. 通路は、障害物やつまずくものがないよう整備します。 (メモ欄)	今のまま で良い ☐	改善が 必要 ☐	優先 します ☐		
4. 工具は使いやすいように、適切な長さ、厚さ、形のものを使います。 (メモ欄)	今のまま で良い ☐	改善が 必要 ☐	優先 します ☐		
5. 置かれているものは、航海中も転倒、落下がないように整備します。 (メモ欄)	今のまま で良い ☐	改善が 必要 ☐	優先 します ☐		

⑱船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員労働災害防止優良事業者認定

船員の労働災害防止に向けた船舶所有者などの自主的な取組を促すため、国土交通省において、労働災害の防止に優れた成果をあげている船舶所有者を「船員労働災害防止優良事業者」として認定する制度。

1級

- ✓ 過去5年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
- ✓ 死亡又は行方不明となった者がいないこと。
- ✓ 一般型2級に認定されていること。



2級

- ✓ 過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
- ✓ 死亡又は行方不明となった者がいないこと。



- 認定証の交付
- 国交省ウェブページや専門紙等に公表
- 認定ロゴマークの交付
- 船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者である旨の記載

船員労働災害防止優良事業者 (2023年10月現在)

級別	認定 事業者数	業 種 別 (内訳)				
		外 航	内 航	旅客船	漁 船	その他
1級	95	2	39	21	0	33
2級	34	0	17	7	0	10

⑬表彰制度

船員安全・労働環境取組大賞(トリプルエス大賞) (Award for Safe and Smart working environment for Seafarers)

国土交通省において、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に安全運航や船員の労働災害防止・健康管理・労働支援に関する先進的で優良な取組を「船員安全・労働環境取組大賞(トリプルエス大賞)」として表彰し、幅広く周知展開するもの。



《令和5年度の受賞》

○ 大賞(1者)

受賞者: 西村組

取組名称: 作業船ゼロ災害への取り組み

<取組内容>

- ・小さな段差や階段等の転倒のリスクが高い箇所をペンキで色塗り
- ・作業状況を動画で撮影し「危険な箇所はないか」、「作業手順は適切か」等、全員で確認することで、他人の動きも確認でき、口頭での説明のみでは理解しづらい新人等であっても容易に理解することが可能



○ 特別賞(3者)

受賞者: 太平洋沿海汽船株式会社

取組名称: ヒヤリハット情報収集の促進・効率化

受賞者: 東ソー物流株式会社 / コーウン・マリン株式会社

取組名称: やっちゃんぜ! 船員健やかライフ!!

～運航会社と配乗子会社による健康意識向上に向けた取り組み～

②船員労働安全衛生月間

船員労働安全衛生月間	主な活動実績（2023 年度）	
安全衛生に関する訪船指導	1,111	（隻）
船員災害防止大会等の開催	16	（箇所）
参加人数	785	（人）
無料健康相談所の開設	100	（箇所）
受診人数	418	（人）



船員労働安全衛生月間
ステッカー